

# 入 札 説 明 書

件 名

**仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託**  
**【制限付き一般競争入札】**  
**(低入札価格調査対象案件)**

仙 台 市

この入札説明書は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、清掃警備業務の委託契約に係る一般競争入札実施要綱（平成30年6月26日財政局長決裁）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 公告日 令和3年4月16日

## 2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

## 3-1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量 仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託 一式
- (2) 案件内容 別添仕様書のとおり
- (3) 履行場所 別添仕様書のとおり
- (4) 履行期間 令和3年7月1日から令和4年6月30日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

## 3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること（別添参考資料を参照のこと）。

- (1) 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱（平成31年3月14日財政局長決裁）
- (2) 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱実施要領（平成31年3月14日財政局長決裁）

## 4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における令和2・3・4年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。また、当該資格において、営業種目を「ビルメンテナンス」で登録している者であること。
- (2) 仙台市内に本店を有すること。
- (3) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (4) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (5) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (7) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。

- (8) 資本金10,000,000円以上であること。
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録をしていること。
- (10) 平成28年4月1日以降に、延床面積6,000平方メートル以上の建築物についての清掃対象面積4,000平方メートル以上の清掃経験（ただし、清掃の態様及び頻度において本件と比して同等以上と認められること）が1年以上連続してあること。
- (11) 平成28年4月1日以降に、3階建て以上の建築物の窓の清掃経験（ただし、清掃の態様及び頻度において本件と比して同等以上と認められること）の履行実績が、1年以上連続してあること。
- (12) 5年以上の実務経験を持つ業務責任者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づくビルクリーニング技能士1名以上を専任で常駐配置できること。
- (13) 社会保険適用事業所であり、保険料等の滞納がないこと。
- (14) 複数の事業者で構成される団体等においては、構成員が他の団体等の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。尚、団体等での参加申請は、当該団体等が法人として上記に掲げた要件を満たす場合に限る。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、制限付き一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

ア 申請書類：① 制限付き一般競争入札参加申請書（別紙）

（添付書類）

② 建築物環境衛生総合管理業の登録証の写し

③ 類似清掃業務の実績調書（別添様式1）

※類似清掃業務の契約書（仕様書を含む）の写し又は発注者による業務履行証明書（様式任意原本）を添付すること。提出の書類で履行内容が確認出来ないときは、追加資料の提出を求めることがある。上記4(10)及び(11)の要件が同一業務で満たせないときは、複数の実績調書を提出すること。

④ 業務責任者に関する調書（別添様式2）

※当該被雇用者との雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

⑤ 配置予定ビルクリーニング技能士に関する調書（別添様式2-2）

※ビルクリーニング技能検定合格証書及び当該被雇用者との雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

⑥ 労働保険概算・確定保険料申告書の写し（直近のもの）

⑦ 健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し

（申請日において納期が到来している直近2回分）

イ 提出期間：令和3年4月16日から令和3年5月7日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、令和3年5月7日を受領期限とする。）

ウ 提出場所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は**令和3年5月18日**までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (3) 上記(2)に示す「制限付き一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。

## 6 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添共通仕様書及び個別仕様書等に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。
  - ア 提出書類：**質疑応答書**（別添様式。質問事項を記載すること。）
  - イ 提出期間：5(1)イに同じ。
  - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
  - エ 提出方法：5(1)エに同じ。
- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、**令和3年5月14日**までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 7 参考資料（図面）の貸出

- (1) 本入札の参加希望者で、参考資料（図面）の貸出を受けることを希望する場合は、次に従い申込みを行うこと。
  - ア 提出書類：**資料（図面）貸出申込書**（別添様式。必要事項を記載すること。）
  - イ 提出期間：**令和3年4月16日から令和3年5月7日まで**（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、**令和3年5月7日**を受領期限とする。）
  - ウ 提出場所：5(1)ウに同じ。
  - エ 提出方法：直接持参又は郵送すること。なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。持参の場合は、身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）を提示すること。
- (2) 資料は、**資料（図面）貸出申込書**を持参した者に直接手渡しで貸し出すものとする。郵送による貸出の場合は、**資料（図面）貸出申込書**の申込者あて送付する。
- (3) 貸出を受けた資料は、制限付き一般競争入札参加申請書等の提出を行わなかった場合は、**令和3年5月7日**までに、制限付き一般競争入札参加申請書等の提出を行った場合は、**令和3年5月27日**又は**入札への参加を辞退することとなった日**までに、上記(1)ウの場所に返却すること。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：**令和3年5月27日 15時30分**  
ただし、郵便による入札の受領期限は令和3年5月26日とする。
- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号  
仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：契約金額の10分の1以上とする。

## 10-1 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に**制限付き一般競争入札参加資格認定通知書**（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び**身分を確認できるもの**（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては**入札権限に関する委任状**（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るため連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。
  - ア 件名（仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託）
  - イ 入札金額（総額（課税業者にあつては消費税及び地方消費税相当額抜き））
  - ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）
  - エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）
  - オ 入札参加者本人の氏名（法人にあつては、その名称又は商号）
  - カ 入札者氏名及び押印
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏

名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。

郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び制限付き一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。

- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 10-2 価格内訳書

- (1) 入札参加者又はその代理人は、持参による入札の場合においては、入札時に**価格内訳書**（別添様式3）を必ず持参すること。また、郵便による入札の場合においては、郵送時に**価格内訳**

書（別添様式3）を必ず同封すること（郵送の方法については、10-1(11)を参照すること）。  
なお、必要事項（入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名、費目ごとの内訳、合計金額）をもれなく記入しておくこと。各費目の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。

- (2) 入札に際し、「清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱（平成31年3月14日財政局長決裁）」第7条による調査基準価格を下回る額の入札をした者に対し、開札後に直ちに価格内訳書の提出を求める。なお、直ちに価格内訳書を提出しない場合（郵便による入札の場合は、価格内訳書が同封されていない場合）又は入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額とが一致しない場合は、その入札書は無効とする。
- (3) 価格内訳書は返却しない。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したものを落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札をした者が、開札後直ちに価格内訳書を提出しない場合の入札書
- (15) 低入札価格調査の調査基準価格を下回る入札をした者が、開札後直ちに価格内訳書を提出した場合において、入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額とが一致しない場合の入札書
- (16) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (17) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を落札者と決定する。ただし、決定にあたっては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められ、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札者とししないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。
- (2) 予定価格以下で、かつ調査基準価格以上であって最低価格である同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又は入札室でくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を入室させ、これらの者に代わってくじを引かせて落札者を決定する。くじ引きの辞退は、これを認めない。
- (3) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかった入札者から請求があったときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行った入札者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行った入札者に書面により通知する。
- (4) 落札者が、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

## 13 入札公告等の要件に該当しなくなった場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該入札を無効とする。落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなったときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなったとき。
- (2) 制限付き一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

## 14 留保条項

契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

## 15 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、交付された日から10日（その期間中に仙台市の休日を定める条例（平成元年仙台市条例第61号）第1条第1項に規定する休日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書の取交わしを行うものとする。ただし、落札者が遠隔地にあ

る等特別の事情があるときは，その事情に応じて本市が別に定めた期日までとする。

- (2) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ，確定しないものとする。

16 支払いの条件

別添契約書案による。

17 契約条項

別添契約書案，規則及び特例規則による。

18 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は，入札後，この入札説明書，契約書案，仕様書，図面，質疑応答書等についての不知又は不明を理由として，異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については，すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は，地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において，当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は，当該契約を変更又は解除することがある。また，本市は本契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。

# 留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、制限付き一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。

なお、制限付き一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

## 1 制限付き一般競争入札参加申請時の提出書類

### 制限付き一般競争入札参加申請書

(添付書類)

### 建築物環境衛生総合管理業の登録証の写し

### 類似清掃業務の実績調書（別添様式1）

※類似清掃業務の契約書（仕様書を含む）の写し又は発注者による業務履行証明書（様式任意原本）を添付すること。提出の書類で履行内容が確認出来ないときは、追加資料の提出を求めることがある。求める実績要件が同一業務で満たせないときは、複数の実績調書を提出すること。

### 業務責任者に関する調書（別添様式2）

※当該被雇用者との雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

### 配置予定ビルクリーニング技能士に関する調書（別添様式2-2）

※ビルクリーニング技能検定合格証書及び当該被雇用者との雇用関係を証する書類の写しを添付すること。

### 労働保険概算・確定保険料申告書の写し（直近のもの）

### 健康・厚生年金保険料の領収済通知書又は納入証明書の写し

（申請日において納期が到来している直近2回分）

## 2 入札時の必要書類等（持参の場合）

### 制限付き一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）

### 身分を確認できるもの

（免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。写真付名刺、健康保険証は不可。）

### 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）

### 入札書（本市様式に限る。）

### 価格内訳書（別添様式3）

### 入札用封筒

### 再度入札等に使用する印

印

## 制限付き一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛て先) 仙 台 市 長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電 話 番 号

役務の名称 (件名)

上記の案件に係る制限付き一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書のすべての記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電 話 番 号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。



別添様式

令和 年 月 日

資料（図面）貸出申込書  
（仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託）

（宛て先）  
仙台市長  
（財政局契約課取扱）

申込者 所在地  
商号又は名称  
代表者（役職・氏名）

印

下記資料の借用を申し込みます。

記

1 借用資料

資料名	数量
仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託 参考図面	1

2 返却予定日 令和 年 月 日

※返却期限は、入札日又は入札参加を辞退することとなった日

3 担当者 法人名及び所属

担当者氏名

連絡先電話番号

# 類似清掃業務の実績調書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名 印

## ●入札参加業務委託件名

入札参加業務委託件名	
------------	--

## ●業務実績

業務名						
発注者						
業務場所						
契約金額	(契約期間総額)					
期 間	年 月 日 ~ 年 月 日					
業務対象 建物概要	建物概要	階数	地上 階/地下 階	延床面積		m <sup>2</sup>
	清掃範囲	階数	地上 階/地下 階	清掃面積		m <sup>2</sup>
業務内容	清掃箇所	床 材	日常清掃内容	回 数	定期清掃内容	回 数
	廊下・階段			1 /日		1 /月
	トイレ			1 /日		1 /月
				2 /日		
	事務室			/日		/月
				/日		/月
	会議室			/日		/月
				/日		/年
建物周り			/日			
窓ガラス					/年	
その他			/日			
			/日			

(注1)床材については「Pタイル」「カーペット」などと、清掃内容については「掃除機による除塵」「研磨機洗浄」「水拭き」「ワックス塗布」など、具体的作業が分かるよう記載すること。また、清掃のサイクルについて必ず記載すること。

(注2)複数の実績を示す必要がある場合は、本様式を複数枚使用すること。

# 業務責任者に関する調書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

## ●入札参加業務委託件名

入札参加業務委託件名	
------------	--

## ●配置予定業務責任者

業務責任者氏名		生年月日	年 月 日
資 格		資格取得年月日	年 月 日
入社年月日		雇用形態	
主な業務経歴	1	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		業務内容	
	2	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		業務内容	
	3	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		従事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		業務内容	

(注1) 必要がある場合は、本様式を複写して使用すること。

(注2) 配置予定業務責任者が入札参加申請者の被雇用者であることを証する書類を添付すること。

## 配置予定ビルクリーニング技能士に関する調書

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

## ●入札参加業務委託件名

入札参加業務委託件名	
------------	--

## ●配置予定ビルクリーニング技能士

氏 名		ビルクリーニング <sup>*</sup> 技能士 資格取得年月日	年 月 日
その他の資格		資格取得年月日	年 月 日
入社年月日		雇用形態	
主な業務経歴	1	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		業務内容	
	2	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		業務内容	
	3	実績業務件名	
		対象建物規模	地上 階/地下 階 延床面積 m <sup>2</sup>
		履行期間	年 月 日 ~ 年 月 日
		業務内容	

(注1) ビルクリーニング技能検定合格証書の写しを添付すること。

(注2) 配置予定ビルクリーニング技能士が、入札参加申請者の被雇用者であることを証する書類を添付すること。

## 価 格 内 訳 書

名称又は商号 \_\_\_\_\_

業務委託件名	
--------	--

単位：円

直接人件費	
直接物品費	
業務管理費	
一般管理費	
合計（入札金額）	

## (価格内訳書について)

- (1) 入札参加者又はその代理人は、持参による入札の場合においては、入札時にこの価格内訳書を必ず持参すること。また、郵便による入札の場合においては、郵送時にこの価格内訳書を必ず同封すること。なお、必要事項（名称又は商号、件名、費目ごとの内訳、合計金額）をもれなく記入しておくこと。各費目の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。
- (2) 入札に際し、「清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱（平成31年3月14日財政局長決裁）」第7条による調査基準価格を下回る額の入札をした者に対し、開札後に直ちに価格内訳書の提出を求める。なお、直ちに価格内訳書を提出しない場合（郵便による入札の場合は、価格内訳書が同封されていない場合）又は入札書の入札金額と価格内訳書の合計金額が一致しない場合は、その入札書は無効とする。
- (3) 価格内訳書は返却しない。

## 入札書

件名

---

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧  
のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

---

年 月 日

(宛て先)

---

様

会社（商店）名

---

入札者氏名

印

---

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

# 入札書

印

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあつては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○○業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 ○○ ○○

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

# 入札書



※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 ○○○○○○○○業務委託

	百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
入札金額			¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税(相当)額を除いた金額

上記の金額で請負(供給)したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和 ○ 年 00 月 00 日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社(商店)名 ○○○○○株式会社

入札者氏名 代表取締役 ○○ ○○○



※支店長が入札を行う場合は、「支店長 ○○ ○○」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

# 委任状

年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は 年 月 日  
を代理人と定め、  
仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
一切の権限を委任します。

記

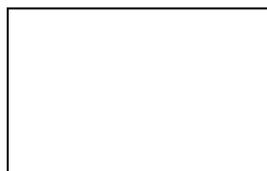
件名

---

---

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



記載例

印

# 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

様

住所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 〇〇〇〇

氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。

・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

私は〇〇〇〇〇〇を代理人と定め、令和〇〇年〇〇月〇〇日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。

入札書にはこの印を押印すること。

# 【案】

契 約 番 号  
第 号

## 業 務 委 託 契 約 書

印 紙

1 委託業務名 \_\_\_\_\_

2 履行期間 年 月 日から  
年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

及び地方消費税額)

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔 課 免 〕 税業者 \_\_\_\_\_（以下「受注者」という。）

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発 注 者 住所  
氏名

印

受 注 者 住所  
氏名

印

## (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する業務を完了させるため、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (定義)

- 第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (業務履行計画表等の提出)

- 第2条の2** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。

4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

**(契約の保証)**

**第3条** 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第33条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 5 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

**(権利義務の譲渡等の禁止)**

**第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

**(秘密の保持)**

**第5条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

**(個人情報の保護)**

**第6条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理す

るために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報等を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条第1項ただし書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。
- 9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。
- 10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の禁止)

**第7条** 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。
- 3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「暴力団等排除要綱」という。）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。
- 4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (業務関係者に対する措置請求)

**第9条** 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### (履行報告)

**第10条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(貸与品等)

第 11 条 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

(業務内容の変更)

第 12 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務内容を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の一時中止)

第 13 条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

第 14 条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

第 15 条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

第 16 条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(業務委託料の変更方法等)

第 17 条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

(臨機の措置)

第 18 条 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

(一般的損害等)

**第 19 条** 業務の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(検査)

**第 20 条** 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受領したときは、その日から 10 日以内に業務の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに履行して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、履行の完了を業務の完了とみなして前 2 項の規定を適用する。

(業務委託料の支払い)

**第 21 条** 受注者は、前条第 2 項の検査（同条第 3 項において適用する場合を含む。）に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(区分払)

**第 22 条** 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

(発注者の任意解除権)

**第 23 条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第 25 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

**第 24 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

二 履行期間内に業務を完了しないとき又は履行期間内に業務が完了する見込みがないと認められるとき。

三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(発注者の催告によらない解除権)

**第 25 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

一 第 4 条の規定に違反してこの契約によって生ずる債権を譲渡したとき。

二 この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。

三 受注者がこの契約の債務を拒絶する意思を明確に表示したとき。

四 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意

思を明確に表示した場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）のみでは契約をした目的を達することができないとき。

五 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

七 受注者がこの契約に関し次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 受注者に対してなされた独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。

ハ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 の規定による刑に処せられたとき。

八 第 28 条又は第 29 条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

九 暴力団（暴力団等排除要綱第 2 条第 3 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団等排除要綱第 2 条第 4 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

十 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その代表者又は構成員。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 受注者の代表役員等（暴力団等排除要綱別表第 1 号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（暴力団等排除要綱別表第 1 号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員若しくは暴力団関係者（暴力団等排除要綱第 2 条第 5 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき。

ロ 受注者（その使用人（暴力団等排除要綱別表第 2 号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この号において同じ。）、受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（暴力団等排除要綱第 1 条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ハ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ニ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ホ 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき。

ヘ イからホに掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

ト イからへに掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

チ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからトまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

リ 受注者が、イからトまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（チに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

**（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第 26 条** 第 24 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**（暴力団等排除に係る報告義務）**

**第 27 条** 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この条において同じ。）から不当介入（暴力団等排除要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（暴力団等排除要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

**（受注者の催告による解除権）**

**第 28 条** 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

**（受注者の催告によらない解除権）**

**第 29 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第 12 条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき。
- 二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

**（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）**

**第 30 条** 第 28 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

**（解除の効果）**

**第 31 条** この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既履行部分があると認めるときは、既履行部分を検査することができる。この検査において合格と認める場合、発注者は、当該既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

**（解除に伴う措置）**

**第 32 条** 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意

又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

**(発注者の損害賠償請求等)**

**第 33 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあつては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - 一 第 24 条又は第 25 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - 二 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。
  - 一 受注者について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人
  - 二 受注者について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人
  - 三 受注者について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。
- 6 第 2 項各号に定める場合（第 25 条第 7 号、第 9 号並びに第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 3 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

**(受注者の損害賠償請求等)**

**第 34 条** 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第 28 条又は第 29 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (損害賠償の予定)

**第 35 条** 受注者は、第 25 条第 7 号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条同号イに該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、この限りでない。

2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。

3 第 1 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### (賠償金等の徴収)

**第 36 条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額を発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

#### (契約外の事項)

**第 37 条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

### （長期継続契約）

**第1条** この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

### （予算の減額等による契約変更等）

**第2条** 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

**2** 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

# 支 払 内 訳 書

1. 委託業務名 仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託

2. 委託料総額 金 円（うち消費税額 金 円）

3. 内訳 支払回数12回

(単位：円)

	委託金額	備 考
令和 3年 7月		
令和 3年 8月		
令和 3年 9月		
令和 3年10月		
令和 3年11月		
令和 3年12月		
令和 4年 1月		
令和 4年 2月		
令和 4年 3月		
令和 4年 4月		
令和 4年 5月		
令和 4年 6月		
合 計		

※ 業務委託料は、その総額の12分の1ずつを毎月支払うものとする。

※ 端数部分については、契約期間の最終回に上乗せして処理するものとする。

# 仙台市科学館業務委託共通仕様書

## 1 適用

- (1) 仙台市科学館業務委託共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、仙台市科学館の委託業務に適用する。
- (2) 契約書図書（契約書又は請書，特記仕様書，共通仕様書，質問回答書をいう。以下同じ）は，相互に補完し合うものとし，そのいずれかによって定められている事項は，契約の履行を規定するものとする。ただし，契約書図書に相違がある場合，その優先順位は次のアからエの順序のとおりとする。
  - ア 契約書又は請書
  - イ 質問回答書
  - ウ 特記仕様書（関係図書含む）
  - エ 仕様書
- (3) 受注者は，前項の規定により難しい場合又は契約書図書に明示のない場合若しくは疑義を生じた場合には，検査職員と協議するものとする。

## 2 用語の定義

この共通仕様書に使用する用語の定義は，次の各項に定めるところによる。

- (1) 「発注者」とは，仙台市教育委員会教育長をいう。
- (2) 「受注者」とは，仙台市科学館業務の実施に関し，発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他法人をいう。
- (3) 「検査職員」とは，契約書図書に定められた範囲内において受注者又は業務担当者に対する指示，承諾，協議の職務を行うものである。また，業務の完了の検査に当たって，契約書の規定に基づき，検査を行う者をいい，副館長又はその指名する職員である。
- (3) 「業務担当者」とは，契約の履行に関し，業務を総合的に把握し調整を行う者で，契約書の規定に基づき，受注者が定めた者をいう。
- (4) 点検とは，委託物件の機能及び劣化の状態を一つ一つ調べることをいい，機能に異常または劣化がある場合，必要に応じ対応措置を判断することを含む。
  - イ 保守とは，委託物件の必要とする性能または機能を維持する目的で行う消耗部品または材料の取替え，注油，汚れ等の除去，部品の調整等の軽微な作業をいう。
  - ウ 運転・監視とは，設備機器を稼働させ，その状況を監視すること及び制御することをいう。
  - エ 清掃とは，汚れを除去すること，汚れを予防することにより物件を保護し，良好な環境を保つための作業をいう。
  - オ 修理とは，委託物件の劣化した部分もしくは部材または低下した性能もしくは機能を原状あるいは実用上支障のない状態まで回復させることをいう。
  - カ 交換とは，部材，部品，油脂等を取替えることをいう。
  - キ 分解整備（オーバーホール）とは，機器を定期的または必要に応じ分解し，劣化した部分もしくは部品を修理または交換することをいう。
  - ク 劣化とは，委託物件の全体または各部材が，当初の性能・機能の状態から低減していくことをいう。

ケ 規定値とは、機器が正常な状態で稼働していることを判断するための諸数値をいう。

コ 調整とは、機器の状態を指定された性能、仕様等に適合するように整えることをいう。

### 3 検査員

検査員とは、業務の履行に係る監督及び検査を行う者で、副館長またはその指名する職員があたる。

### 4 業務担当者

(1) 業務担当者とは、業務の履行に必要な知識及び技能を有し、業務を総合的に把握し調整を行う者をいう。

(2) 受注者は、業務担当者を定め、届け出る。業務担当者を変更した場合も同様とする。

(3) 法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行う。

### 5 業務の安全衛生管理

従事者の安全衛生に関する管理については、業務担当者が責任者となり、関係法令に従って行う。

業務の履行に伴う従事者の疾病、傷害、その他の事故については、その原因の如何にかかわらず、受注者の責任において措置するものとする。

### 6 危険防止の措置

(1) 業務の履行にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止にあたる。

(2) 業務を行う場所もしくはその周辺に第三者が存ずる場合または立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を検査員に報告のうえ、当該措置を講じ、事故発生を防止する。

### 7 資料等の整理

受注者は、関係資料等の整理保管を行う。また、発注者から資料の提出、閲覧の申し出があったときは、速やかにこれに従う。

### 8 予備品等の管理

受注者は、支給された予備品等の在庫管理を行う。

### 9 業務報告書

受注者は、業務の結果を報告書に記入し、業務完了後速やかに検査員に提出する。なお、検査員から履行状況等を示す写真の提出を求められたときは、速やかにこれに従う。

### 10 施設概要

名 称：仙台市科学館

所 在 地：仙台市青葉区台原森林公園4番1号

敷地面積： 16,144 m<sup>2</sup>

建築面積： 5,374.99 m<sup>2</sup>

延床面積： 12,207.70 m<sup>2</sup>

建築構造：鉄骨鉄筋コンクリート造及び一部鉄骨造地上5階塔屋2階建

## 仙台市科学館清掃及び環境衛生管理業務委託特記仕様書

この特記仕様書は、仙台市科学館（以下「館」という。）の清掃及び環境衛生管理業務の概要を示すものであり、本仕様書に記載されていない軽微な業務で、管理上又は美観上必要と認められる業務についても、受注者が契約金の範囲内で誠実に実施するものとする。

### 1 清掃の場所及び方法

清掃の場所及び方法は、原則として別表「清掃作業基準表」及び平面図の通りとする。なお、「清掃作業基準表」に記載された清掃対象床面積の算出は、原則として壁心寸法で算出し、柱型・家具・什器等の面積は差し引いていない。

### 2 委託期間

令和3年7月1日から令和4年6月30日まで（12ヶ月）  
（地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約）

### 3 作業日及び作業時間

#### （1）作業日（合計318日）

- ①開館日とする。（臨時開館日：4月30日（金）、8月10日（火）、10月11日（月）、11月25日（木）含む）（計297日）
- ②保守点検休館日及び12月28日（火）、1月4日（火）とする。（計9日）
- ③毎月第2月曜日とする。ただし、8月及び10月は第3月曜日とする。（月曜日が祝休日の場合はその翌日）（計12日）
- ④今年度の年末年始は12月29日～1月3日とし業務を要しない。

（2）作業時間は、原則として午前7時30分から午後5時30分までとし、休館日等の場合は午前9時から午後4時までとする。

（3）館の業務の都合上、必要があるときは、事前に双方協議の上、作業日及び作業時間を変更できるものとする。

### 4 清掃作業員

（1）清掃作業に遅滞等のないよう、館を清掃するのに必要かつ十分な作業員をあてること。また、作業員には、緊急時に臨機の対応をとることのできる、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」第2条に定める「特定建築物」において、過去に3年以上の勤務経験をもつ者をあてること。

（2）受注者は、作業員の中から清掃作業担当者を定め、毎日の清掃作業計画や履行状況の確認、作業員の監督、指導にあたらせるとともに、検査員と常に連絡をとり、事故の防止、建物備品などの損傷防止等に注意すること。なお、清掃作業担当者は、館の専任とする。

（3）作業員には、一定の作業服と名札を着用させること。また、作業中は、館内の規律維持に留意し、来館者に不快な感じを与えないようにすること。

（4）館の作業員は、常時4名以上とし、緊急の清掃業務に対応できるようにすること。

- (5) 受注者は、作業員を選任した場合、作業員の履歴書（各1部）を提出すること。  
選任した作業員に異動があった場合も同様とする。
- (6) 受注者は、業務担当者届を提出すること。担当者に異動があった場合も同様とする。
- (7) 受注者は作業員の休暇又は病気等により出動員数が減少した場合、受注者の責任において代替要員を確保すること。

## 5 検査

- (1) 受注者は、業務の履行に係る検査を行う者（以下「検査員」という。）である副館長またはその指名する職員から検査の申し出があったときは、これに従うものとする。
- (2) 検査は、作業員及び検査員双方が立ち会いのうえ行うものとする。
- (3) 受注者は、業務の履行内容について是正の指示を受けた場合、これに従わなければならない。また、当該是正を完了したときは、その旨の報告を業務報告書に記載し、是正した部分について再検査を受けるものとする。

## 6 清掃作業計画及び実施報告

- (1) 本仕様に基づいて、一年間の日常清掃作業計画書を作成し、あらかじめ検査員に提出し承認を得ること。
- (2) 本仕様に基づいて、一年間の定期清掃作業実施計画書を作成し、あらかじめ検査員に提出し承認を得ること。
- (3) 業務担当者は業務報告書を作成し、毎日の作業終了後、検査員に提出して検印を受けること。また、この時検査員の検査を受け、作業不十分な点があるときは、完全な清掃を行うこと。

## 7 清掃作業の日程

- (1) 展示物の清掃を除いた清掃作業の日程は、原則として別表「清掃作業基準表」のとおりとする。
- (2) 展示物の清掃作業について、開館日は毎日清掃することとし、内容については別表「展示物清掃作業基準表」のとおりとする。
- (3) 「清掃作業基準表」中の日常清掃とは、日単位、週単位等の短い周期で日常的に行う作業をいう。（一部年単位）  
「清掃作業基準表」中の定期清掃とは、月単位、年単位等の長い周期で定期的に行う作業をいう。なお、日常清掃中の随時の清掃とは、館の清潔な状態を保つため自発的または検査員の申し出に従い行う清掃をいう。
- (4) 作業は館の業務に支障のないように、かつ来館者の迷惑とならないように効率的かつ迅速に行い、常に清潔な状態にしておくこと。
- (5) 定期清掃及び水回りを除く1、2階及び3階コインロッカー室・受付職員控室の日常清掃は第2月曜の休館日（第2月曜日が休日等の場合はその翌日。）に行うこと。  
ただし、館の業務に支障のない作業についてはこの限りではない。
- (6) 水回りを除く3階及び4階の日常清掃は、原則として午前7時30分から午前9時及び午後4時45分から午後5時30分までに行うこと。

やむを得ず開館時間中に行う場合には、検査員と協議の上行い、来館者の迷惑とならないように細心の注意をはらうこと。

理科作品展、特別展、企画展、科学講演会等イベント開催期間中の特別展示室の清掃は、午前9時までに終了させること。

(7) 4階展示室内の起震機の床について、開館日は毎日清掃すること。

(8) その他、細部についても検査員と協議の上行うこと。

## 8 清掃機械、器具及び使用材料等

(1) 作業に使用する機械器具等は、床・壁面塗料等を損ずることのない適正かつ良質のものをを用いること。

(2) 作業に使用する機械、器具、諸材料及び消耗品（トイレットペーパー、石けん、薬品等。）はすべて受注者の負担とする。ただし、アルコール消毒液については発注者の負担とし、廃棄物・試薬等及び粗大ゴミについては、発注者が処理するものとする。また、電気、水道及びガスの使用料金は発注者の負担とする。

(3) 清掃機材等は指定された場所に置くこと。

## 9 基本的な清掃要領

別表の「清掃作業基準表」に基づき、次の要領で実施すること。ただし、基準表は作業の基準を示したもので、汚れのひどい箇所、日常頻繁に使用する箇所は随時必要な清掃を行い、清潔な状態を維持すること。また、清掃にあたっては、床面等の材質を考慮し、適切な方法かつ適正な洗剤等を用いた清掃を行うこと。なお、壁面、幅木、パネル等及び展示品は十分に養生すること。

(1) 展示物・装置の清掃は、発注者の指示により行うものとし、作業方法等は、その指導に基づいて行うものとする。

(2) 市民の理科室・実験室・特別展示室・休養室の使用後に清掃をおこなう部屋については、行事予定表等で使用状況を確認し、使用後速やかに清掃をおこなうこと。また、会議室・休養室・保健室については、授乳や休息、養護施設等の休憩場所となることから、使用後は使用状況を確認し、次の利用者が快適な状態で使用できるよう必要な清掃をおこなうこと。

(3) 紙屑、吸いがら、茶がら等は、適切な処置をして指定された場所に集積し、塵芥の処理を行うこと。入れ物は常に清潔にしておくこと。

(4) 便所の清掃は、専用の機材を使用し、一般清掃用と混同しないこと。また、洗面器、便器、汚物器は清潔に保持し、特に便器は十分清掃すること。トイレットペーパー及び石けん水は良質のものを使用し、随時補充すること。

(5) 館の出入口及び展示室に設置しているアルコール消毒液を随時補充すること。

(6) マット類は随時点検し、泥を取り除くこと。ブラインド、案内板、表示板等は随時埃を除去し必要に応じて洗剤で拭きとること。

(7) 建物外面のガラスについては、6ヶ月毎に計2回全面を清掃すること。ガラスの清掃は、適正洗剤を使用し、くもりのないように磨きだした後、仕上げを行い、品質・美観を損なわないようにすること。ただし、正面玄関のガラスについては、開館日は

毎日午前9時までに両面を清掃すること。

(8) 外部清掃について

- ①正面玄関前等の床面の汚れは、必要に応じデッキブラシ等により洗浄し、汚れを除去すること。また、作業にあたっては、屋外清掃業務の受注者と協力して行うこと。
- ②観察デッキ、カフェテラスは、ほうき、モップ等により清掃し、必要に応じデッキブラシ等により洗浄すること。なお、下部に人がいないことを確認の上行うこと。
- ③観察デッキ、カフェテラス等のいす、テーブル、ベンチ、手すり等は、雑巾掛けで汚れを除去すること。

10 新型コロナウイルスへの対応

- (1) 国内で感染が広がっている新型コロナウイルスへの感染防止対策として「(2) 清拭場所」に記載する来館者が主に触れる場所を、0.5%の次亜塩素酸ナトリウム液で清拭し、腐食防止のため更に水拭きをおこなう。作業は1日2回行うこととする。実施に当たっては手袋・マスクを着用すること。

(2) 清拭場所

出入口ドアの取っ手、受付カウンターテーブル、エスカレーター手すり、エレベーター手すり及びボタン類、階段の手すり、休憩コーナーテーブル及び椅子、トイレドアノブ・蛇口及び洗浄レバー、ひろびろトイレ開閉ボタン・蛇口及び洗浄ボタン、展示物（シャボン持ち手、セスナ・メジャーカーの手が触れるところ、エイムズの部屋の出入口と壁、展示物のボタン等）。

11 作業中の危険防止及び物品等の損傷防止

- (1) 高所，通路上における作業の場合は，館の業務に支障をきたさないようにするとともに，職員，来館者及び通行人の安全を確保するための措置を行うこと。
- (2) 作業のため，机，その他の物品を移動するときは，損傷しないように取り扱い，作業終了後現状に戻すこと。
- (3) 施設設備及び備品等に損傷を与えた場合，又は損傷箇所を発見した場合は，直ちに発注者に連絡し，管理に万全を期すこと。
- (4) 高所の作業で館のローリングタワーを使用するときは，あらかじめ検査員と協議し，業務担当者の監督のもとで行うこと。
- (5) 実験室，収蔵庫及び研究室内薬品庫の清掃にあたっては，発注者の指導のもと薬品等の保管場所及び性質を把握し，安全に十分注意して行うこと。

12 環境衛生の適正化

- (1) 受注者は，「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル管理法）に基づく建築物環境衛生管理技術者（ビル管理技術者）の選任を行い，環境衛生の適正化につとめること。なお，技術者を選任したときには履歴書（1部）を提出すること。技術者に異動があった場合も同様とする。
- (2) ビル管理法に規定する室内環境測定について
  - ①受注者は，ビル管理法に規定する室内環境測定を，年6回実施すること。

- ②測定日等については、あらかじめ検査員に連絡し、承認を得ること。
  - ③測定の実施者は、ビル管理法施行規則第26条に定める空気環境測定実施者とする。
  - ④館内における測定の対象は、中央制御室及び機械換気設備を設けている部屋とする。
  - ⑤測定については、通常の開館時間中に、室内については各階ごとに部屋の適切な位置の床上75cm以上120cm以下の高さで測定し、外気については外気取入口付近及び3階玄関付近で測定するものとする。
  - ⑥実施後はすみやかに報告書を作成し、検査員に報告すること。実施の結果管理基準値に適合しない場合は、その原因を推定し検査員に報告すること。
- (3) ねずみ・こん虫等の防除について
- ①受注者は、ねずみ・こん虫等の棲息状況の点検、防虫及び駆除を5月と11月の年2回実施すること。
  - ②定期的な防除以外にも要請があったときは速やかに防除を実施すること。
- (4) 新・仙台市環境行動計画に則り、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど環境への負荷の低減に努めること。
- (5) 施設の使用及び業務の遂行にあたっては、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、環境汚染の防止、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量及びリサイクルなど、環境への影響に配慮して行うこと。また、グリーン購入法に係る特定調達物品等の判断の基準にあげられる事項を参考として、環境負荷の低減に努めること。

### 1.3 その他

- (1) 清掃作業中、館内の施設、設備等に破損又は故障を発見したとき及び館の運営上支障が生じるおそれのある状況を発見した場合は、直ちに発注者に連絡の上、その指示を受けること。
- (2) 乳幼児から高齢者の方まで幅広い年代の利用者及び修学旅行生等の大人数での団体利用者が訪れる施設のため、体調不良等による嘔吐やお漏らしなどの処理が発生する場合があります、発生時には速やかに対応すること。
- (3) 急な清掃依頼に対応できるように連絡の取れる体制をとること。
- (4) 館内外の落とし物や忘れ物を発見した場合は、品物の大小多少にかかわらず事務室に届け出ること。
- (5) 屋外清掃業務の受注者と常に連絡をとり、お互いに協力し業務が適正に実施できるようにすること。
- (6) 繁忙期は開館時まで3階、4階（特別展開催の時期は2階特別展示室等も含む。）の清掃を可能な作業員で実施すること。繁忙期は4月16日～6月15日、春休み、夏休み及び各イベント開催時とする。
- (7) 受注者は、委託期間の完了時には、責任を持って業務内容を後任者に引き継ぐこと。なお、引継に係る費用は、全て受注者の負担とする。
- (8) 本仕様に明記されない事項であっても、業務の遂行上必要なものは誠実に行うこと。
- (9) 委託料の支払いについては、月末締め翌月払いとする。
- (10) この仕様書及び契約書の定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議のうえ決定する。

# 展示物清掃作業基準表

## 4階 自然史系展示

自然への入口：床・パンチング・パイプ・アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

- 1 自然への入口：床・パイプ・アクリル等について、ふき掃除をおこなう。
- 2 キノコの標本：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

ふるさとの自然：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。  
また、ほこりを随時落とすこと。

- 3 島の生物：床等について、ふき掃除をおこなう。  
また、ほこりを随時落とすこと。

4 干潟の生物：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

- 5 仙台平野に渡る雁：画面等について、ふき掃除をおこなう。  
また、ほこりを随時落とすこと。

6 川の生物：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

7 船形連峰のブナ：ほこりを随時落とすこと。

- 8 古象の行進：床等について、ふき掃除をおこなう。  
また、ほこりを随時落とすこと。

9 東北の鉱物：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

10 プレートテクトニクス：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

11 グラリくん：床・画面等について、ふき掃除をおこなう。

12 ボーリングコア：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

## 4階 理工系展示

科学への入口：床・パンチング・パイプ・展示物等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

化学の不思議な世界：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

- 13 香りファクトリー：ガラス、アクリル等について、ふき掃除をおこなう。
- 14 炎色反応：ガラス、アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

仙台の発明宝箱：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

- 15 音を伝える光：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。
- 16 駆け上がる磁石：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

身の回りのおもしろ体験：ガラス、アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

磁気と電気はともだち：ガラス、アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

- 17 ソーラーカー：ほこりを随時落とすこと。

### 3階 生活系展示

環境アトリエ：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

18 イントロダクション・ウォール：ほこりを随時落とすこと。

19 地球環境マルチビジョン：ガラス、画面等について、掃き掃除、拭き掃除をおこなう。また、ほこりを随時落とすこと。

20 生き物調査：画面等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

21 環境をはかる：画面等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

22 燃料電池：ガラス、アクリル等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

23 ウェットランド：画面等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

24 広瀬川の環境：随時ふき掃除をおこなう。

25 被災ミュージアム：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

26 自動演奏ピアノ：アクリル等について、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

27 光のアンサンブル：ふき掃除をおこなう。

28 運動伝達機構の壁：掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

29 パソコン工房：画面、椅子等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

30 素材のコーナー：テーブル、椅子等のふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

31 台原气象台：テーブル等のふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

32 A T G C ナノの旅：床、アクリル等のふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

33 災害レスキューロボット：床のふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

趣味と遊びの科学：展示物等について、掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

34 からくりおもちゃのコーナー：掃き掃除、ふき掃除をおこなう。

35 フライトコーナー：展示物等のふき掃除をおこなう。

また、ほこりを随時落とすこと。

36 シャボン玉：展示物等のふき掃除をおこなう。

37 チャレンジラボ：テーブル、椅子等のふき掃除をおこなう。

清掃作業基準表(令和3年7月～令和4年6月)

清掃作業基準表 1階

No.1

作業項目  清掃箇所 (面積(m²))〈床材〉		日常清掃											定期清掃					備考
		①床清掃	②ごみ収集	③手すり等の拭き掃除	④備品・家具等の除塵	⑤窓・ブラインドの除塵	⑥鏡・ガラス磨き	⑦マット・靴ぬぐい清掃	⑧流し台等の清掃	⑨茶殻処理清掃	⑩ペーパー・石鹼液等補充	⑪衛生陶器等の清掃	⑫汚物処理	㊀床面洗淨	㊁床面ワックス塗布	㊂真空掃除機清掃	㊃カーペット清掃	
1-1	情報資料コーナー (55.46)〈ラバータイル〉	1/日	1/日		1/月								1/年	1/年				
1-2	図書資料室 (63.36)〈カーペット〉	1/月	使用後	使用後	1/月	随時	1/月								1/年	1/年		
1-3	市民の理科室 (86.40)〈塩ビシート〉	使用後	使用後	使用後	使用後	随時	使用後		使用後				1/年	1/年				年間20日程度使用予定
1-4	中央制御室 (49.13)〈ラバータイル〉	1/月		2/日	1/月	随時	1/月						1/年	1/年				
1-5	委託従業員室1・2 (50.30)〈畳, 塩ビシート〉	1/月		2/日	1/月	随時	1/月						1/年	1/年				
1-6	1階荷解室 (45.54)〈塩ビシート〉	1/月		2/日									1/年	1/年				
1-7	1階湯沸室 (10.75)〈塩ビシート〉	1/日	1/日	2/日	1/日				1/日	1/日			1/年	1/年				
1-8	1階トイレ(男子2, 女子2, ひろびろ1) (65.10)〈塩ビシート〉	1/日	1/日	2/日			1/日		1/日		1/日	1/日	1/年	1/年				2/年
1-9	1階廊下・階段 (428.88)〈ラバータイル, 塩ビシート〉	1/日		2/日									1/年	1/年				
1-10	情報処理室 (26.79)〈ビニタイル〉												1/年	1/年				
1-11	第1標本製作室 (68.44)〈ビニタイル〉												1/年	1/年				
1-12	第2標本製作室 (50.17)〈塩ビシート〉												1/年	1/年				
1-13	収蔵庫1～3 (451.75)〈ビニタイル〉												1/年	1/年				
1-14	倉庫1・3 (182.25)〈ビニタイル〉												1/年	1/年				

作業項目  清掃箇所 (面積(m <sup>2</sup> )) (床材)		日常清掃												定期清掃					備考
		①床清掃	②ごみ収集	③手すり等の拭き掃除	④備品・家具等の除塵	⑤窓・ブラインドの除塵	⑥鏡・ガラス磨き	⑦マット・靴めぐい清掃	⑧流し台等の清掃	⑨茶殻処理清掃	⑩石鹼液・ペーパー等補充	⑪衛生陶器等の清掃	⑫汚物処理	㊟床面洗淨	㊞床面ワックス塗布	㊟真空掃除機清掃	㊠カーペット清掃	㊡排水溝の清掃	
2-1	特別展示室 (675.36) (タイルカーペット)	使用後	使用後	使用後	使用後	随時	随時									2/年	2/年		年間120日程度使用予定
2-2	実験室1~4 (385.32) (塩ビシート)	使用後	使用後	使用後	使用後	随時	使用後			随時			2/年	2/年					年間95日程度使用予定
2-3	研究室 (254.58) (塩ビシート)	1/週		2/日	1/月	随時		1/週					2/年	2/年					
2-4	保健室 (17.02) (ビニタイル)	使用後		2/日				使用後			使用後		2/年	2/年					
2-5	更衣室 (17.02) (ビニタイル)	1/月		2/日	1/月								2/年	2/年					
2-6	会議室 (83.52) (タイルカーペット)	使用後		2/日	使用後	随時									1/年	1/年			年間40日程度使用予定
2-7	事務室 (130.64) (タイルカーペット)	1/月		2/日	1/月	随時	1/月	1/月		随時					1/年	1/年			
2-8	館長室 (64.08) (タイルカーペット)	1/月		2/日	1/月	随時	1/月	1/月							1/年	1/年			
2-9	休養室(和室) (46.33) (畳)	使用後	使用後	2/日	使用後	随時									2/年				年間40日程度使用予定
2-10	常駐メンテナンス員・サイエンスインタプリタ控室 (52.11) (ビニタイル)	1/月		2/日									2/年	2/年					
2-11	展示準備室 (99.36) (塩ビシート)	1/週	1/日	2/日									2/年	2/年					
2-12	印刷室 (28.98) (ビニタイル)	1/週	1/日	2/日									2/年	2/年					
2-13	守衛室 (28.98) (ビニタイル)	1/月		2/日	1/月	随時				随時			2/年	2/年					
2-14	2階荷解室 (97.29) (塩ビシート)	1/月		2/日									2/年	2/年					
2-15	2階湯沸室 (13.38) (塩ビシート)	1/日	1/日	2/日	1/日			1/日	1/日				2/年	2/年					
2-16	2階トイレ(男子2, 女子2, ひろびろ1) (91.98) (塩ビシート)	1/日	1/日	2/日			1/日	1/日		1/日	1/日	1/日	2/年	2/年				2/年	
2-17	2階廊下・階段 (472.36) (ラバータイル, 塩ビシート)	1/日		2/日				1/日					2/年	2/年					
2-18	2階エントランスホール (116.55) (御影石)												2/年						
2-19	映写室 (15.53) (ビニタイル)												1/年	1/年					
2-20	暗室 (19.84) (ビニタイル)												1/年	1/年					
2-21	倉庫1~6 (78.41) (ビニタイル)												1/年	1/年					
2-22	シャワールーム (4.41) (ユニット)												2/年					2/年	年間10日程度使用予定



作業項目  清掃箇所 (面積(m <sup>2</sup> )) <床材>		日常清掃											定期清掃					備考	
		①床清掃	②ごみ収集	③手すり等の拭き掃除	④備品・家具等の除塵	⑤窓・ブラインドの除塵	⑥鏡・ガラス磨き	⑦マット・靴ぬぐい清掃	⑧流し台等の清掃	⑨茶殻処理清掃	⑩石鹼液・ペーパー等補充	⑪衛生陶器等の清掃	⑫汚物処理	㊀床面洗浄	㊁床面ワックス塗布	㊂真空掃除機清掃	㊃カーペット清掃		㊄排水溝の清掃
4-1	ブリッジ (237.57) <ラバータイル>	1/日		2/日			随時							2/年	2/年				
4-2	自然史系展示室 (800.65) <ラバータイル>	1/日	1/日	2/日	1/日	随時	1/日				随時			2/年	2/年				
4-3	理工系展示室 (800.65) <ラバータイル>	1/日	1/日	2/日	1/日	随時	1/日				随時			2/年	2/年				
4-4	4階授乳室 (3.90) <ラバータイル>	1/日	1/日	2/日	1/日						1/日	1/日	2/年	2/年					
4-5	4階トイレ(男子2,女子2,ひろびろ1) (86.94) <塩ビシート>	1/日	1/日	2/日			1/日		1/日		1/日	1/日	2/年	2/年				2/年	
4-6	4階階段 (7.97) <ラバータイル>	1/週		1/週									2/年	2/年					

## 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱

(平成 31 年 3 月 14 日 財政局長決裁)

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、競争入札により締結する建築物の清掃業務又は警備業務（警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 2 条第 5 項に規定する機械警備業務を除く。）の委託契約（以下「清掃・警備業務の委託契約」という。）について、最低制限価格の適用及び低入札価格調査を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約権者 仙台市事務決裁規程（平成元年仙台市訓令第 7 号）に定める委託契約の締結に係る決裁権者又は専決権者をいう。
- (2) 入札執行者 入札事務を執行する職員をいう。
- (3) 最低制限価格 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 第 2 項（令第 167 条の 13 により準用する場合を含む。）の規定により設定する価格をいう。
- (4) 調査基準価格 仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号。以下「規則」という。）第 12 条第 6 項（規則第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて作成する、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (5) 低価格入札 調査基準価格を下回る入札をいう。
- (6) 低価格入札者 調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。
- (7) 最低価格入札者 調査基準価格を下回り、最低の価格で入札を行った者をいう。
- (8) 低入札価格調査 契約権者等が、低価格入札者に対して、事情聴取、関係機関等への照会等により行う調査をいう。
- (9) 契約事務委員会 仙台市契約事務に関する審査委員会規程（平成 6 年仙台市訓令第 18 号。以下「訓令」という。）第 1 条第 1 号に規定する契約事務特別委員会、同条第 3 号に規定する契約事務青葉区委員会、契約事務宮城野区委員会、契約事務若林区委員会、契約事務太白区委員会及び契約事務泉区委員会並びに同条第 4 号に規定する契約事務宮城委員会及び契約事務秋保委員会をいう。
- (10) 契約担当課 財政局財政部契約課、区役所区民部総務課又は区役所総合支所総務課をいう。

(最低制限価格を適用する清掃・警備業務の委託契約)

**第 3 条** 契約担当課が発注する予定価格 1,000 万円以上の清掃・警備業務の委託契約（清掃業務に係るものについては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣が定める額未満のものに限る。）のうち、著しく低価格での入札が見込まれるものとして契約権者が指定するものについては、最低制限価格を適用する。

**2** 前項の場合においては、当該契約に係る規則第 5 条に規定する一般競争入札の公告（以下「入札公告」という。）を実施する場合にあっては当該公告に、令第 167 条の 12 第 2 項に規定する指名競争入札の指名に係る通知（以下「指名通知」という。）を実施する場合にあっては当該通知に、最低制限価格を適用する旨を明示するものとする。

(最低制限価格)

**第4条** 最低制限価格は、契約権者が、契約内容に適合した履行を確保するために必要と認める額とする。

(入札の執行)

**第5条** 入札執行者は、最低制限価格を適用する契約についてその価格を下回る入札があったときは、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 落札者となるべき入札者がなかったときは、入札執行者は、再度の入札に付するものとする。

(低入札価格調査を実施する清掃・警備業務の委託契約)

**第6条** 最低制限価格を適用しない契約担当課が発注する予定価格1,000万円以上の清掃・警備業務の委託契約については、この要綱に定める低入札価格調査を実施するものとする。

2 前項の場合においては入札公告を実施する場合にあっては当該公告に、指名通知を実施する場合にあっては当該通知に、低入札価格調査を実施する旨を明示するものとする。

(調査基準価格)

**第7条** 調査基準価格は、当該契約に係る予定価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を控除して得た額に100分の65を乗じて得た額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

(入札の執行)

**第8条** 入札執行者は、低価格入札が行われたときは、落札の決定を保留するものとし、調査の上後日落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

(調査等の実施)

**第9条** 低価格入札者は、契約権者が指定する日までに、誓約書(様式第1)及び次項各号に掲げる事項に関する資料で、契約権者が指定するものを契約権者に提出しなければならない。

2 契約権者は、低価格入札が行われたときは、当該低価格入札者により、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうか、及びその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるかどうかにつき、設計担当課長とともに、次に掲げる事項について、低価格入札者からの事情聴取、関係機関等への照会等により調査を行うものとする。ただし、低入札価格者の全部について当該調査を行うことを困難とする事情があるときは、低価格入札者の一部について当該調査を行うことができる。

- (1) 業務を実施するに当たり当該低価格入札者が計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制
- (2) 当該低価格入札者が、労務等の提供について市場価格以下の価格による提供が可能である旨の主張をしている場合にあっては、その理由
- (3) 当該低価格入札者が現在実施している業務のその実施状況
- (4) 当該低価格入札者が価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容
- (5) 当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況
- (6) 当該低価格入札者の経営状況等
- (7) 労働社会保険諸法令の遵守状況

(8) その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

3 契約権者は、最低価格入札者について低価格調査票を作成するものとする。

(契約権者による措置)

**第 10 条** 契約権者は、前条の規定による調査の結果、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないと認められるときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められるときは、当該最低価格入札者を落札者と決定するものとし、それ以外のときは、契約事務委員会に訓令第 2 条第 1 項第 14 号、第 4 条第 7 号又は第 5 条第 2 号に規定する低入札価格調査等をさせなければならない。

(契約事務委員会の審査結果を踏まえた落札者の決定)

**第 11 条** 前条後段の場合、契約事務委員会は、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうか、及び当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるかどうかについて、次の各号により調査及び判定を行い、その結果を低入札価格調査結果表により契約権者に提出するものとする。

(1) 入札者に次のいずれかに該当する事由がある場合は、落札者とししないものとする。

イ 契約権者が指定した調査資料を期限までに提出しないこと、事情聴取に応じないこと、その他調査に協力しないこと

ロ 契約を締結する意思がない旨を表明したこと

ハ 入札時に提出する価格内訳書と低入札調査時の提出書類に軽微な錯誤とは認められない相違があること

ニ 入札金額の積算内訳が仕様書等に記載された配置人員等の条件を満たしていないこと、その他調査資料に重大な誤り又は虚偽の記載があること

ホ 法定最低賃金を下回る労務単価で入札金額を積算していること、その他労働社会保険諸法令に違反する事由があると認められること

ヘ 採算割れの受注であることが明らかであること

(2) 入札金額の積算内訳その他調査資料に誤り（前号ニに掲げるものを除く。）がある場合は、当該入札価格によっても契約の内容に適合した履行がされないおそれがなく、かつ、当該入札者と契約を締結しても公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがないと認められる特別の事情がない限り、落札者とししないものとする。

2 契約権者は、前項の規定により提出された契約事務特別委員会の調査及び判定の結果を踏まえ、当該最低入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められないときであって、かつ、当該最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められないときは、当該最低価格入札者を落札者と決定し、それ以外のときは、落札者とししないものとする。

(次順位価格の入札者等の準用)

**第 12 条** 契約権者は、前条第 2 項の規定により最低落札入札者を落札者とししない場合においては、予定価格の制限の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、当該入札者につき第 9 条第 3 項、第 10 条及び前条の規定を準用する。

2 次順位価格の入札者を落札者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者

について前項の規定を準用する。

(入札者への通知)

**第 13 条** 契約権者は、第 10 条、第 11 条第 2 項又は前条の規定により落札者を決定した場合は、直ちに当該落札者と決定された入札者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してもその旨を通知するものとする。

2 契約権者は、第 11 条第 2 項の規定（前条により準用する場合を含む。）により、前項の落札者よりも低い価格で入札の申込みを行った者を落札者とし、当該入札の申込みを行った者に対してはその理由もあわせて通知するものとする。

3 第 1 項の規定による他の入札者全員に対する通知は、前項の場合を除き、入札経過表の掲示をもって通知に代えることができる。

(契約の特約等)

**第 14 条** 契約権者は、契約の適正な履行を確保するため、第 10 条の規定により落札者を決定した場合（第 12 条において準用する場合を含む。）は契約書に別記 1 に掲げる条項を、第 11 条第 2 項の規定により落札者を決定した場合（第 12 条において準用する場合を含む。）は契約書に別記 1 及び別記 2 に掲げる条項を、それぞれ加えて当該落札者と契約を締結するものとする。

2 契約権者は、第 10 条又は第 11 条第 2 項の規定により落札者を決定した場合（第 12 条において準用する場合を含む。）、第 9 条第 1 項に規定する誓約書のほかに、当該最低価格入札者から当該業務の適正履行に関し誓約書を徴収することができる。

(契約期間中における労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査等)

**第 15 条** 設計担当課長は、契約権者が、第 10 条又は第 11 条第 2 項（第 12 条において準用する場合を含む。）の規定により落札者と決定した者と契約を締結した場合において、労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査その他必要な調査を行うものとする。

(委任)

**第 16 条** この要綱の実施に関し必要な事項は、財政局長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

2 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査判定基準試行要綱（平成 22 年 12 月 2 日市長決裁）は廃止する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日改正）

(実施期日)

1 この改正は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 改正後の清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱の規定は、この改正の実施の日以後に行われた入札公告又は指名通知（以下この項において「入札公告等」という。）に係る契約について適用し、同日前に行われた入札公告等に係る契約については、なお従前の例による。

# 誓 約 書

年 月 日

様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

当社は、労働社会保険諸法令、その他関連法令を遵守しており、また契約締結後においても同法令を遵守するとともに、説明を求められた際には誠実に応じる事をあらためて誓約します。

別記1 特に定めた契約条件

(業務体制を確認できる書類の提出及びその内容についての事情聴取)

第1条 受注者は、その業務体制について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第2条 受注者は、業務を行うに当たり仕様書に基づき計画した内容について記載した書類を作成し、発注者からその提出を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

第3条 受注者は、業務を行うに当たり労働社会保険諸法令の遵守状況について確認できる書類について、発注者からその提出又は提示を求められたときは、これに応じなければならない。

2 受注者は、前項に規定する書類について発注者から事情聴取を求められたときは、これに応じなければならない。

別記2 特に定めた契約条件

【業務委託契約書（第5-1-2号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第34条第2項中「10分の1に相当する額（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3に相当する額（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

【業務委託契約書（第5-1-4号様式）】

（契約の保証）

第1条 本則第3条第2項中「10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）以上」とあるのは「10分の3（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）以上」と読み替えて適用するものとする。

2 本則第3条第4項中「10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

（違約金の徴収）

第2条 本則第33条第2項中「10分の1に相当する額（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額）」とあるのは「10分の3に相当する額（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財務局長が別に定める基準による額の3倍）」と読み替えて適用するものとする。

清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査要綱実施要領

(平成 31 年 3 月 14 日財政局長決裁)

清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格及び低入札価格調査実施要綱（平成 31 年 3 月 14 日財政局長決裁。以下「要綱」という。）第 16 条の規定に基づき、要綱の実施要領を次のとおり定める。

(契約権者が指定する日)

第 1 条 要綱第 9 条に規定する契約権者が指定する日は、入札より原則として 7 日以内とする。

(様式)

第 2 条 要綱第 9 条に規定する契約権者が指定する資料は次のとおりとする。

- (1) 業務工程表（年間） 様式 1-1-1（清掃）
- (2) 業務工程表（月間人員割当） 様式 1-1-2（清掃・警備）
- (3) 業務工程表（個人時間別） 様式 1-1-3（清掃）
- (4) 業務工程表（定期清掃） 様式 1-1-4（清掃）
- (5) 業務工程表（時程表） 様式 1-1-5（警備）
- (6) 理由書 様式 1-2-1（清掃・警備）
- (7) 調査用価格内訳書 様式 1-2-2（清掃・警備）
- (8) 人件費内訳書 様式 1-2-3（清掃・警備）
- (9) 業務実施状況 様式 1-3-1（清掃・警備）
- (10) 外注内訳書 様式 1-4-1（清掃・警備）
- (11) 経営状況調書 様式 1-5-1（清掃・警備）
- (12) 業務従事者の雇用状況報告書 様式 1-6-1（清掃・警備）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める資料

2 要綱第 9 条第 3 項に規定する低価格調査票は様式 2 とする。

3 要綱第 11 条第 1 項に規定する低入札価格調査結果表は様式 3 とする。

(労働社会保険諸法令等の遵守状況に関する調査)

第 3 条 要綱第 15 条に規定する調査は、契約期間中 6 ヶ月を経過するごとに実施するほか、設計担当課長が必要と認めたときに実施する。

附 則

1 この要領は平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

2 清掃・警備業務の委託契約に係る最低制限価格制度及び低入札価格調査判定基準試行要綱実施要領（平成 22 年 12 月 2 日財政局長決裁）は廃止する。



業務工程表 (月間人員割当)

氏名	日付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1月当たりの 合計時間数	うち深夜労 働時間数					
	曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火							
責任者	勤務形態																																					
	作業区分																																					
副責任者	勤務形態																																					
	作業区分																																					
作業員A	勤務形態																																					
	作業区分																																					
作業員B	勤務形態																																					
	作業区分																																					
作業員C	勤務形態																																					
	作業区分																																					
作業員D	勤務形態																																					
	作業区分																																					
作業員E	勤務形態																																					
	作業区分																																					
作業員F	勤務形態																																					
	作業区分																																					
1日当りの合計時間数																																						

勤務形態 ① ( \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 時間【深夜 \_\_\_\_\_ 時間 超勤 \_\_\_\_\_ 時間】      ④ ( \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 時間【深夜 \_\_\_\_\_ 時間 超勤 \_\_\_\_\_ 時間】  
 ② ( \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 時間【深夜 \_\_\_\_\_ 時間 超勤 \_\_\_\_\_ 時間】      ⑤ ( \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 時間【深夜 \_\_\_\_\_ 時間 超勤 \_\_\_\_\_ 時間】  
 ③ ( \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 時間【深夜 \_\_\_\_\_ 時間 超勤 \_\_\_\_\_ 時間】      ⑥ ( \_\_\_\_\_ ~ \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ 時間【深夜 \_\_\_\_\_ 時間 超勤 \_\_\_\_\_ 時間】

- 表中の「勤務形態」欄には、表外破線外の「勤務形態」欄①～⑥の該当する番号を記入する。
- 清掃の場合、「作業区分」欄に、日常清掃は「日」を、定期清掃は「定」と記入すること。警備の場合、この欄の記入は不要とする。

## 業務工程表 (個人時間別)

氏名	勤務時間	作業内容	従事見込時間 (分)	時間計 (分)
責任者	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			
副責任者	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			
作業員A	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			
作業員B	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			
作業員C	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			
作業員D	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			
作業員E	: ~ :			
	うち休憩時間 ( 分)			

● 日常清掃について記載する。

● 従事者ごとに、作業内容や従事見込時間を分単位で記載する。

● 「勤務時間」欄には、休憩を含む勤務時間帯を、「うち休憩時間」欄には、休憩や休息時間の合計を記入する。



業 務 工 程 表 ( 時 程 表 )

氏名	勤務形態	項目	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	1	2	3	4	5	6	7	8	実労時間 (うち深夜勤務)	休憩時間 (うち仮眠時間)
責任者		従事時間帯																										H	H
		業務内容																											H
副責任者		従事時間帯																										H	H
		業務内容																											H
作業員A		従事時間帯																										H	H
		業務内容																											H
作業員B		従事時間帯																										H	H
		業務内容																											H
作業員C		従事時間帯																										H	H
		業務内容																											H
作業員D		従事時間帯																										H	H
		業務内容																											H

勤務形態 ①(\_\_\_\_~\_\_\_\_) 実労時間\_\_\_\_時間【うち 深夜勤務\_\_\_\_時間 超過勤務\_\_\_\_時間】      ④(\_\_\_\_~\_\_\_\_) 実労時間\_\_\_\_時間【うち 深夜勤務\_\_\_\_時間 超過勤務\_\_\_\_時間】  
 ②(\_\_\_\_~\_\_\_\_) 実労時間\_\_\_\_時間【うち 深夜勤務\_\_\_\_時間 超過勤務\_\_\_\_時間】      ⑤(\_\_\_\_~\_\_\_\_) 実労時間\_\_\_\_時間【うち 深夜勤務\_\_\_\_時間 超過勤務\_\_\_\_時間】  
 ③(\_\_\_\_~\_\_\_\_) 実労時間\_\_\_\_時間【うち 深夜勤務\_\_\_\_時間 超過勤務\_\_\_\_時間】      ⑥(\_\_\_\_~\_\_\_\_) 実労時間\_\_\_\_時間【うち 深夜勤務\_\_\_\_時間 超過勤務\_\_\_\_時間】

- 平日及び休日ごと（任意の1日）に作成すること。
- 本書に代えて、貴社の独自様式での提出も可とする。

# 理 由 書

1 市場価格以下の入札金額で応札した理由

2 積算にあたって特に低減したもの。また、可能になった理由

調査用価格内訳書

単位：円

項目	氏名	単位	年間雇用月数	月額人件費	年間人件費	備考
直接人件費①	責任者	月				
	副責任者	月				
	作業員A	月				
	作業員B	月				
	作業員C	月				
	作業員D	月				
	作業員E	月				
	作業員F	月				
	作業員G	月				

直接人件費① 計						
----------	--	--	--	--	--	--

項目	内容	単位	数量	単価	年間所要金額	備考
直接物品費②						

直接物品費② 計						
----------	--	--	--	--	--	--

項目	内容	単位	数量	単価	年間所要金額	備考
業務管理費③						

業務管理費③ 計						
----------	--	--	--	--	--	--

項目	内容	単位	数量	単価	年間所要金額	備考
一般管理費等④						

一般管理費等④ 計						
-----------	--	--	--	--	--	--

表中①～④ × 契約年数・・・⑤		入札金額と一致すること
消費税相当額・・・・・・・・⑥		
契約金額（消費税込み）・・⑤+⑥		

項目	入札時に提出した 価格内訳書の金額	表中①～④×契約年数
直接人件費 (①)		
直接物品費 (②)		
業務管理費 (③)		
一般管理費等 (④)		
合計金額		

- ①の備考欄には、従事者の年間従事時間数（実時間数）を記載すること。
- 月額人件費は様式1-2-3「人件費内訳書」の直接人件費と一致すること。
- 記載項目以外に計上すべき金額がある場合は補足し、確認できる書類を添付すること。
- ⑤には契約期間中の総額を記載し、入札金額と一致すること。
- 入札時に提出した「価格内訳書」と本書に相違がある場合、失格となるので注意すること。
- 入札時点で本業務について採算が取れていないと判断される場合、失格となるので注意すること。
- ①から④までの内容については、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考にすること。

人 件 費 内 訳 書

科 目		金 額 (月額;円)										備 考	
		責任者	副責任者	作業員A	作業員B	作業員C	作業員D	作業員E	作業員F	作業員J	作業員K		
直接 人件費	基本給	(A)											
	通勤交通費	a											
	休日出勤手当	b											
	時間外手当	c											
	深夜手当	d											
	精皆勤手当	e											
	家族手当	f											
	賞与	g											
	h												
	直接人件費小計 A + a + b + ... + h	(B)											
間接 人件費	賞与引当金	(C)											
	健康保険事業主負担	i											
	厚生年金事業主負担	j											
	児童手当拠出金	k											
	雇用保険事業主負担	l											
	労災保険料	m											
	退職金引当金	n											
	被服費	o											
	p												
	q												
	間接人件費小計 C + i + j + ... + q	(D)											
参考;法定福利控除後基本給	A - (i + j + l)	(E)											

単位:時間

項 目	責任者	副責任者	作業員A	作業員B	作業員C	作業員D	作業員E	作業員F	作業員J	作業員K	備 考
雇用形態											
労働契約の期間											
1日当たり労働時間											
うち深夜労働時間											
1週当たり労働時間											
うち深夜労働時間											
1月当たり労働時間	(F)										
うち深夜労働時間	r										
1時間当たり賃金	(A)/(F)										単位:円
1時間当たり賃金(控除後)	(E)/(F)										単位:円

●従業員全員の月額人件費を記入すること。なお、直接人件費小計は、様式1-1-2「調査用価格内訳書」の「月額人件費」と一致すること。

業 務 実 施 状 況

件 名	契約期間	契約金額 (消費税を含む)	発注者名	元請・下請 の別	施行面積 (㎡) 建物規模等	従事人員 (1日平均)	備 考
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			
				元・下			

- 仙台市，宮城県内，その他の順で記入すること。
- 過去3年以内に受注したもの全てを記載すること。



経 営 状 況 調 書

単位：千円

	項 目	年度	年度	年度
1	売上高			
2	売上原価			
3	営業利益			
4	営業外利益			
5	経常利益			
6	当期純利益			
7	総資産			
8	負債（他人資本）			
9	自己資本			
10	流動比率			
11	自己資本比率			

総従業員数（提出日現在）	
--------------	--

上記「総従業員数」の内訳		人 数
業 務 内 容	事務部門	
	業務部門	
雇 用 形 態	正社員	
	上記以外（臨時雇用等）	

} 事務部門+事業部門=総従業員数

} 正社員+上記以外(臨時雇用等)  
=総従業員数

- 過去3ヵ年を記載する。
- 流動比率=流動資産/流動負債×100で算出する。
- 自己資本比率=自己資本/総資産×100で算出する。

## 業務等従事者の雇用状況報告書 (            年    月 )

氏名	雇用形態 (職名)	労働契約期間	労働時間等	加入・非加入の状況				備考
				労災保険	雇用保険	健康保険	厚生年金	
責任者				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
副責任者				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員A				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員B				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員D				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員E				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員F				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員G				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員H				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員I				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員J				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	
作業員K				加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	加入・非加入	

- 「雇用形態」には、「正社員」, 「パート」, 「アルバイト」などの雇用形態を記入すること。
- 「備考」には, 生年月日と年齢を記載すること。
- 業務従事者が, 本業務以外の現場にも従事している場合には, その旨を「備考」欄に記載すること。
- 本書は, 契約後においても半年に1回は提出し, 担当課の確認を受けること。

様式 2

低 価 格 調 査 票

( 1 / 2 )

1 調査概要

業 務 名		調査年月日	年 月 日
入札業者名		入札年月日	年 月 日
調査実施者	契約権者( )	設計担当課長( )	
調査出席者			
予定価格	円	調査基準価格	円
		入札価格	円

2 調査結果

調 査 項 目	調 査 結 果
①業務を実施するに 当たり当該低価格入 札者が計画している 技術者等の人員配置 その他の当該業務の 実施体制	
②当該低価格入札者 が、労務等の提供に ついて市場価格以下 の価格による提供が 可能である旨の主張 をしている場合にあ っては、その理由	
③当該低価格入札者 が現在実施している 業務のその実施状況	
④当該低価格入札者 が価格の算定に当た り、技術計算等につ いて外注している場 合にあっては、その 外注内容	

<p>⑤当該低価格入札者が以前受託した業務委託における実施状況</p>	
<p>⑥当該低価格入札者の経営状況等</p>	
<p>⑦労働社会保険諸法令の遵守状況</p>	
<p>⑧その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項</p>	

### 3 対応方針

<p>契約権者の対応方針</p>	
------------------	--

低 入 札 価 格 調 査 結 果 表

年 月 日開催した契約事務（ ）委員会において、下記のとおり決定した。

契約事務（ ）委員会  
委員長 ○○ ○○

記

業務名				
予定価格：A	円		調査基準価格：B	円
低価格入札者名	入札価格(円) C	入札率(%) C/A	調査結果の表示	
			契約の内容に適合した履行等の当否	理由
摘要				

- ※1 「契約の内容に適合した履行等の当否」の欄には、「当」又は「否」を記入すること。
- ※2 「理由」の欄は、「契約の内容に適合した履行等の当否」に「否」と記入した場合はみ具体的に記入すること。

## 清掃・警備業務の委託契約に係る低入札価格調査資料作成要領

### 【共通事項】

- ①「氏名」欄に従事者ごとの記載が必要な欄については、責任者、副責任者、作業員A、B・・・とし、指定された場合を除き実名での記入は要しない。また、従事予定者全員分を記載すること。
- ②用紙が足りない場合にはコピーしたものをを使用すること。

### 1 業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置、その他の当該業務の実施体制

#### (1)業務工程表（年間） — 様式 1-1-1（清掃）

- ①日常清掃を除く仕様書で定めのある全ての業務について、1年間の作業内容や回数を記載する。
- ②「頻度」欄の「単位」欄には「月」または「年」の単位を記載し、「回数」欄に年間実施回数を記入すること。
- ③実施する月に回数を記載すること。

#### (2)業務工程表（月間人員割当） — 様式 1-1-2（清掃・警備）

- ①表外破線内の「勤務形態」には、括弧内に勤務時間帯、右側に休憩や休息时间、仮眠時間等を除いた実労時間を記入し、深夜勤務や超過勤務を含む場合は、【 】にそれぞれ記載すること。
- ②表中の「勤務形態」欄には、上記①で記入した勤務形態ごとの番号（①から⑥）を記入すること。
- ③「作業区分」欄には、清掃の場合、日常清掃は「日」を、定期清掃は「定」を記入すること。また、警備の場合、この欄の記入は不要とする。
- ④「1日あたりの合計時間数」欄には、1日ごとの全従事者の合計時間数を記入すること。
- ⑤1ヶ月を30日として記載すること。

#### (3)業務工程表（個人時間別） — 様式 1-1-3（清掃）

- ①日常清掃について、従事者ごとに記載すること。
- ②「勤務時間」欄には、従事者ごとに休憩や休息时间を含めた一日の従事時間帯を記入し、「うち休憩時間」には、そのうちの休憩時間の合計を分単位で記入すること。
- ③「作業内容」欄には、仕様書で定められた作業内容を記載し、その作業に要する時間を「従事見込時間（分）」欄に記入すること。また、行が足りない場合には適宜増やし、記入漏れがないよう留意すること。
- ④「時間計（分）」欄には、各人ごとの「従事見込み時間数」欄の合計を記載すること。

#### (4)業務工程表（定期清掃） — 様式 1-1-4（清掃）

- ①仕様書に定める定期清掃について、清掃場所ごとに年間の「業務内容」「指定頻度」（単位及び回数）「時間数」「合計時間数」を記入すること。
- ②「年間従事時間数」には、「合計時間数」の合計を記載すること。

※本様式への記入に代えて、仕様書中の「定期清掃」のページを活用し、清掃箇所の記載部分に直接「合計時間数」及び「年間従事時間数」を記入し、その部分のコピーの提出も可とする。

【記入例】

本様式に代え、仕様書を活用する場合

清掃場所		日常清掃		定期清掃		臨時清掃	
清掃箇所	材質	清掃内容	回数	清掃内容	回数	清掃内容	回数
屋上・バルコニー	モルタル等			1 床名 (1)汚れに応じて拭き掃除 (2)排水溝の清掃	1/月		
ゴミ集積所	コンクリート	1 掃き掃除	1/日	1 水拭き	1/月		
ドライエリア	コンクリート	1 掃き掃除	1/日	1 水拭き	1/月		
シャワー室		1 室内清掃	随時				

仕様書の清掃場所ごとの年間従事時間数を直接記入

最後に定期清掃の合計を記入する

年間従事時間数 1.500 時間

(5)業務工程表（時程表） — 様式 1-1-5（警備）

- ①平日及び休日の時程表（任意の1日とする）について、それぞれに作成すること。  
※本書に代えて、貴社独自様式での提出も可とする。
  - ②表外破線内の「勤務形態」欄には、括弧内に勤務時間帯、右側に休憩や休息時間、仮眠時間等を除いた実労時間を記入し、深夜勤務や超過勤務を含む場合は、【 】にそれぞれ記載すること。
  - ③表中の「勤務形態」欄には、上記②で記入した勤務形態ごとの番号（①から⑥）を記入すること。
  - ④「従事時間帯」欄は、従事時間帯が識別できるよう網掛け等で表示すること。
  - ⑤「業務内容」欄は、従事業務や休憩・仮眠などの内容や時間がわかるよう記入すること。
- 【例】 8:30～9:30 南門立哨      21:00～22:00 場内巡回      23:00～3:00 仮眠

【記入例】

氏名	勤務形態	項目	8 9 10 11 12 13 14											
責任者	①	従事時間帯												
		業務内容			9:00~10:00 場内巡回	10:00~12:00 警備室	11:00~12:00 休憩	13:00~14:00 正門立哨						

従事時間帯は網掛けとする

- ⑥「実労時間」欄は、従事者ごとに実労時間の合計記入し、その下の段に、深夜勤務を行なった時間数を括弧書きで記入すること。ただし、深夜勤務時間帯は22時から5時までとする。
- ⑦「休憩時間」欄は、従事者ごとに休憩時間の合計を記入し、その下に、仮眠時間数を括弧書きで記入すること。

(6)業務責任者に関する調書（清掃） — 入札参加前に提出していない場合のみ提出  
仕様書に要件が定められている場合に提出すること。

**(7)配置予定ビルクリーニング技能士に関する調書 — 入札参加前に提出していない場合のみ提出**

仕様書に要件が定められている場合に提出すること。

**2 労務等の提供について、市場価格以下の価格による提供が可能な場合の理由**

**(1)理由書 — 様式 1-2-1 (清掃・警備)**

- ①「1 市場価格以下の入札金額で応札した理由」には、本件の入札にあたり、どのような理由で市場価格以下での提供に至ったか、その理由を詳細に記載すること。
- ②「2 積算にあたって特に低減したもの。また、可能になった理由」には、積算にあたって特に経費を低減したものは何か、また、それはどのような理由から当該価格等で提供可能になったのか、具体的に記入すること。

**(2)調査用価格内訳書 — 様式 1-2-2 (清掃・警備)**

①「直接人件費 (①)」

直接人件費は、当該業務に直接従事する者のそれぞれについての給与、諸手当とする。

ア 「年間雇用月数」には、単年度中に雇用する予定月数を記載し、「月間人件費」欄の額で乗じたものを「年間人件費」欄に記載すること。なお、日数に端数が生じて数字に誤差が生じる場合、調整すること。

イ 「月額人件費」欄は、様式 1-2-3「人件費内訳書」と一致すること。

ウ 「備考」の欄には、従事者後との年間総勤務時間数（実時間数）を記載すること。

②「直接物品費 (②)」

直接物品費は、当該業務を行なうために必要な物品類にかかる費用とする。

ア 仕様書に示されている業務の履行に必要な物品経費を全て記載すること。

【例】清掃器具、諸材料（洗剤、ワックス等）、消耗品（トイレットペーパー、せっけん水、ゴミ袋等）、器材の損料 など

イ 外注経費があれば記載し、様式 1-4-1「外注内訳」にも併せて記載すること。

ウ 機械のリース料、減価償却費もこの欄に計上すること。

エ 在庫があるなどの理由で経費がかからない消耗品などについても記載し、その理由について備考欄に記載すること。なお、この場合、在庫等を証明できる現場写真を添付すること。

オ 確認のため見積書の写しを求める場合がある。

③「業務管理費 (③)」

物品管理費とは、業務を実施する上で、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接業務費以外の費用とする。

【例】総合調整費、福利厚生費、通信交通費、安全管理費、技術管理費 など

④「一般管理費等 (④)」

受注者が企業を維持運営していくために必要な、直接業務費及び直接管理費以外の費用とする。

【例】従事者に係る間接人件費・給料手当（現場の従事者を除く）、事務用品費、事務所光熱水費、雑費 など

※間接人件費は必ず計上すること。また、端数処理が必要な場合、上記①から③の項目のどれにも属さない費用を計上する場合には、この欄に記入すること。

⑤表中⑤には、①～④の合計に契約年数を掛けたものを記入すること。

※端数が生じる場合は、「一般管理費等④」に「調整費」として計上すること。

- ⑥「消費税相当額」欄には、⑤に契約締結時点で想定される消費税率を乗じた金額を記入すること。
- ⑦「総額」には、上記⑤及び⑥を足上げた金額を記入すること。なお、この金額が契約金額となる。
- ⑧**入札時に提出した内訳書と、本内訳書に相違がある場合失格となるので注意すること。**
- ⑨**入札時点において本業務についての採算が取れていないと判断される場合は、失格となるので注意すること。**

上記①から④の内容や区分方法などの詳細については、国土交通省大臣官房営繕部作成「建築保全業務積算基準」を参考とすること。

### (3)人件費内訳書 — 様式 1-2-3 (清掃・警備)

- ①全ての従事者について、月額人件費を記載すること。
- ②「直接人件費」「間接人件費」欄ともに、記載項目以外の項目を支給する場合には、空欄に記載すること。また、行が足りない場合には適宜増やすこと。
- ③「直接人件費小計 (B)」「間接人件費小計 (D)」「参考：法定福利控除後基本給 (E)」各欄は、欄内に記載された数式により算出した金額を各人ごとに記載すること。
- ④「雇用形態」欄には、「正社員」「パート」「アルバイト」等の雇用形態を記載すること。それ以下の項目についても、各人ごとに記載すること。
- ⑤様式 1-2-2「調査用価格内訳書」の「直接人件費①」欄、「月額人件費」欄と一致すること。

## 3 現在実施している業務のその実施状況及び以前受託した業務委託における実施状況

### (1)業務実施状況 — 様式 1-3-1 (清掃・警備)

- ①本件と類似業務の公共施設の受注実績について、仙台市発注、宮城県内発注、宮城県外発注の順番で記入すること。
- ②「元請・下請の別」欄の該当する箇所に○をつけること。
- ③「施行面積、建物の規模等」欄は、受注した施設の規模がわかるよう記載すること。
- ④「従事人員」欄は、1日の平均従事者数を記載すること。
- ⑤過去3年以内に受注したもの全てについて記載すること。なお、1枚以上ある場合でも、提出は1枚のみでよい。

## 4 価格の算定に当たり、技術計算等について外注している場合にあっては、その外注内容

### (1)外注内訳書 — 様式 1-4-1 (清掃・警備)

- ①外注する業務全てについて記入すること。
- ②外注がある場合には、様式 1-2-2「調査用価格内訳表」の「直接物件費 (②)」欄にも併せて記載すること。
- ③確認のため、見積書(写し)の提出を求めることがある。

## 5 経営状況等

### (1)経営状況調書 — 様式 1-5-1 (清掃・警備)

- ①調書作成時点で完結している決算期過去3期分について、1から11までの項目を記入すること。
- ②「10 流動比率」欄は、 $\text{流動資産} / \text{流動負債} \times 100$ で算出すること。

- ③ 「11 自己資本比率」欄は、自己資本／自己資本／総資産×100 で算出すること。
- ④ 「総従事者数（提出日現在）」欄について、「業務内容」及び「雇用形態」の項目別に、その内訳人数を記載すること。

## 6 労働社会保険諸法令の遵守状況

### (1)業務従事者の雇用状況報告書 ー 様式 1-6-1 (清掃・警備)

- ① 「雇用形態（職名）」欄には、「正社員」「パート」「アルバイト」など、雇用形態を記載すること。
- ② 「備考」欄に、生年月日、年齢を記載すること。
- ③ 従事者が、本業務以外の業務にも従事している場合には、その旨を「備考」欄に記載すること。
- ④ 本書は、契約後においても半年に1回は提出し、担当課の確認を受けること。

### (2)労働保険概算・確定申告の写し（指定様式外 入札参加前に提出していない場合のみ提出）

### (3)厚生年金保険料割賦の写し（指定様式外 入札参加前に提出していない場合のみ提出）

### (4) 安全教育の実施状況の概要（指定様式外）

※非正規労働者を含む全労働者に対して実施している安全教育事業について、名称、実施回数、対象範囲、参加人数などA4版用紙1枚程度にまとめること。

低入札調査基準価格を下回った額での契約を行なう場合、契約後についても、労働社会保険諸法令の遵守状況に関する調査、その他必要な調査を行なうこととする。

## 7 その他価格の算定の調査に関し必要と認められる事項

上記1から6を除き、本調査に必要だと認める資料等があれば適宜提出すること。